

2020年10月

鶏卵の試買調査の結果 補足説明について

鶏卵公正取引協議会 事務局

これまでの「鶏卵の試買調査結果」につきまして、誤解を招きかねない記載がありましたので、改めて以下の通りご案内いたします。

なお、記載が求められていない場合でも、表示することは任意です。

1. 「等級」表示：農林水産省規格箱詰(10 kg箱)に記載が求められる。
2. 「卵重計量責任者」表示：農林水産省規格パック詰(6個入・10個入)に記載が求められる。
3. 文字サイズ：8ポイント以上。但し、表示可能面積が150 cm²以下の場合には、5.5ポイント以上とすることができる。但し、この場合でも、農林水産省規格品については、「名称」及び「原産地」は8ポイント以上で表示しなければならない。(鶏卵規格取引要綱による規定)
4. 栄養表示する場合の「普通卵」の表示：栄養強化卵など、強化した又は○%アップ、○倍等の相対表示の場合と食品表示基準以外の栄養成分を表示する場合は、比較対象品としての「普通卵」を表示する。高い、含む等の絶対表示を行う場合は、基準値を満たすことが表示条件となっているため、「普通卵」の表示は必ずしも必要ではない。

以上